

令和8年度精華町つながりサポート事業委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本実施要領は、令和8年度精華町つながりサポート事業の委託にあたり、企画提案による公募型プロポーザル方式により、委託業者を選定するための必要事項を記載するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度精華町つながりサポート事業

(2) 業務内容

別紙「令和8年度つながりサポート事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務委託料の上限額

1,754,000円（消費税及び地方消費税を含む。なお、消費税及び地方消費税額は10%で算出すること。）

3. プロポーザルに係る日程（予定）

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 実施要領の公表 | 令和8年3月9日（月） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年3月11日（水）まで |
| (3) 質問回答公開 | 令和8年3月16日（月） |
| (4) 参加申込受付期間 | 令和8年3月9日（月）から
令和8年3月18日（水）まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年3月23日（月）まで |
| (6) 審査 | 令和8年3月27日（金） |
| (7) 結果通知予定日 | 令和8年3月31日（火） |

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 専門的な知見を有する NPO（特定非営利法人）、社団法人、財団法人、社会福祉法人等、公益性がある民間団体等で、主に相談業務や居場所業務を実施している民間団体であること。
- (2) 精華町の男女共同参画の推進について理解し、これに積極的に協力できるものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基

づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされている者であること。

- (5) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年精華町要綱第9号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 精華町暴力団排除条例（平成23年精華町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 基本仕様書の要件を満たし、提案可能であること。

5. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、電子メール及びFAXにより別紙「質問書」にて下記まで送信すること。

- (1) 送信先 精華町役場 住民部 人権啓発課
電子メール：jinken@town.seika.lg.jp
FAX：0774-95-3974
TEL：0774-95-1919
※FAXにおいては、送信後、必ず電話により着信確認をすること。
- (2) 受付期間 令和8年3月11日（水）午後5時まで
- (3) 回答方法 令和8年3月16日（月）に、全ての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開することとし、個別の回答は行わない。

6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類：「プロポーザル参加申込書」、「プロポーザル参加申込受付票」
- (2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70
精華町役場 住民部 人権啓発課
- (3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。（郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。）
- (4) 提出期限：令和8年3月9日（月）から令和8年3月18日（水）午後5時まで【必着】
（来庁の場合：午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く）

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書（A4版様式任意 片面10枚以内）正本1部 副本4部 計5部
企画提案書には業務体制、詳細な業務役割分担及び策定スケジュールを記載すること。
 - ②会社概要書（様式任意、会社パンフレットも可） 1部
 - ③業務実績書（様式任意、会社パンフレットも可） 1部
 - ④見積書（A4版様式任意） 1部
※見積書は、業務内訳明細を記載し、法人（団体）の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、人件費、諸経費の内訳が判別できるようにできるだけ詳

細に記載すること。

※本件に係る令和8年度予算は議決前であることから、今回の見積結果は令和8年度予算の成立時においてのみ有効であり、契約の締結は令和8年4月1日以降となるので注意すること。

(2) 提出場所：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70

精華町役場 住民部 人権啓発課

(3) 提出方法：提出場所に持参又は郵送すること。(郵送する場合は事前に連絡のうえ、提出期限内に必着であること。)

(4) 提出期限：令和8年3月23日(月)午後5時まで【必着】

(5) その他

①本提案の作成に要した費用、参加に要した経費については、提案者の負担とする。

②提出された企画提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等を行うことはできない。また、提出された企画提案書は返却しない。

8. 事業委託候補者の選定

(1) 町において、企画提案書並びに必要な応じた関係者の面接等を参考に採点し、本実施要領9及び町が想定する予算の範囲内で事業委託候補者を選定する。結果については、事業委託候補事業者にお知らせする。

(2) 企画提案書において、虚偽記載等があった場合や法人・団体の信頼性を疑うに足りる重大な事実が判明した場合は、事業委託候補者の決定を取り消す場合がある。

(3) 選定された事業委託候補者は、本実施要領及び関係法令を遵守し、誠実に対応しなければならない。

(4) 応募後、選定前にやむを得ず辞退する場合は、その旨の理由を添えて届け出ること。

(5) 事業委託候補者として決定後の辞退は、本町の男女平等参画の推進に大きな支障を来すため、原則として認めない。

9. 審査方法・内容

原則として書類審査で実施し、内容は以下のとおりとする。

(1) 選定方法

企画提案書の内容、見積書等の結果を基に、審査委員会において総合的に評価・審査し、最も得点が上位の者を事業委託候補者として選定する。

(2) 審査基準

事業委託候補者の選定は、以下の審査基準に基づき審査する。

区分	項目	審査事項	評価項目	配点(点)
業務実施体制	1	実施体制	本事業を実施するにあたり、確実に遂行できる体制であるか。	5
	2	活動拠点と参加者への配慮	活動拠点が確保されており、参加者に配慮したつくりになっているか。	5

	3	本事業に関する実績	本事業に関する十分な支援ノウハウ、実績を有しているか。	5
	4	個人情報の取り扱い	個人情報の取扱いに関する方針、守秘義務に関する取組、個人情報の漏えい等の防止策は具体的なものか。	5
	5	危機管理・トラブル対応等の取組み	本事業を実施する上での危機管理体制やトラブル対応等の適切な措置がなされているか。	5
企画提案内容	6	情報発信・啓発に関する内容	情報発信・啓発に関して、具体的かつ実効性のある計画が立てられているか。	5
	7	居場所づくりに関する内容	居場所利用（利便性・空間等）の提案が優れており、ケースに応じた支援が期待できるか。	5
	8	独自性に関する内容	仕様書に定めた事項以外で、本事業を遂行する上で効果的な独自提案があるか。	5
	9	地域のネットワークづくりや社会資源に関する内容	本事業に係る地域とのネットワークづくりや社会資源の開拓・創造、他機関や学生等と連携するための取組は計画されているか。	10
見積価格	10	価格評価	「最低見積価格÷当該業者の見積価格×50点」 ※なお、小数点以下については四捨五入とする。	50
合計				100

最高得点が複数であった場合は、見積金額がより廉価であった者を事業委託候補者とし、さらに見積金額も同額であった場合には、審査委員会の投票によって決定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知する。

10. 契約の締結

プロポーザルにより決定した事業委託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

ただし、本事業は事業委託候補者を選定後、本町が国の地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）に応募し、採択された場合に事業実施となるため、当該事業に応募し、事業委託候補者として選定されても事業を実施できない場合がある。

11. 問い合わせ先

精華町 住民部 人権啓発課 男女共同参画係

TEL：0774-95-1919

FAX：0774-95-3974

電子メール：jinken@town.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70